## (別紙1)

# 中国向け輸出水産食品の取扱要領(平成21年11月10日付け食安発1110第1号別紙)新旧対照表

新	IΒ
(作 成 日)平成21年 11 月10日 (最終改正日)平成 <u>28</u> 年 <u>6</u> 月 <u>3</u> 日	(作 成 日)平成21年 11 月10日 (最終改正日)平成 <u>25</u> 年 <u>4</u> 月 <u>16</u> 日
1 (略)	1 (略)
<ul> <li>2. 用語の定義         <ul> <li>(1)~(6)(略)</li> <li>(7)監視安全課:厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・</u> 食品安全部監視安全課をいう。</li> <li>(8)~(10)略</li> </ul> </li> </ul>	<ul> <li>2. 用語の定義         <ul> <li>(1)~(6)(略)</li> <li>(7)監視安全課:厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部</u>監視安全課をいう。</li> </ul> </li> <li>(8)~(10)略</li> </ul>
3. 施設の登録に係る手続 (1)登録申請 中国向け輸出水産食品を最終加工(未加工品にあっては最終保管)する施設及び加工船(以下「施設等」という。)の登録を希望する者(本要領の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人)は、3. (2)の要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式1により監視安全課長あてに登録の申請をするこ	3. 施設の登録に係る手続 (1)登録申請 中国向け輸出水産食品を最終加工(未加工品にあっては最終保管)する施設及び加工船(以下「施設等」という。)の登録を希望する者(本要領の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人)は、3. (2)の要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式1により監視安全課長あてに登録の申請をするこ

ہ ع

【申請先】〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省<u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部</u> 監視安全課輸出水産食品担当あて

(2)(略)

## (3)登録施設の承認

監視安全課は、施設等<u>が登録要件を満たしていること</u> <u>を確認し、</u>登録番号を付与した後、中国政府に当該施設 等の登録を要請する。

また、監視安全課は中国政府から登録完了の報告を受けた後、当該登録施設の名称及び登録番号等を記載した登録施設リストを厚生労働省のホームページ上で公表するとともに、施設登録者及び都道府県等衛生部局に通知する。

، ع

【申請先】〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部</u>監視安全課<u>水産安</u> 全係あて

(2)(略)

## (3)施設等の登録

監視安全課は、審査を行い要件を満たしていることが 確認された施設等について、登録番号を付与する。

<u>なお、登録番号の上2桁はCN、3桁目以降に000001か</u> ら番号を付すこと。(例:CN000001)

また、当該施設等が保管施設(「食品の冷蔵又は冷凍業」等)の場合にはCS(Cold storage facilities)を、加工船(冷蔵及び冷凍を含む。漁船を除く。)の場合にはFV(Factory vessel)を末尾に付すこと(例:CN000001CS)。保管施設及び加工船以外の施設については末尾にアルファベットは付さない。

## (4)登録施設の承認

監視安全課は、施設等<u>の</u>登録番号を付与した後、中国 政府に当該施設等の登録を要請する。

また、監視安全課は中国政府から登録完了の報告を受けた後、当該登録施設の名称及び登録番号等を記載した 登録施設リストを厚生労働省のホームページ上で公表す る。

なお、当該リストを公表した時点をもって、登録施設 として取り扱うこととする。 なお、当該リストを公表した時点をもって、登録施設として取り扱うこととする。

注) 登録番号の上2桁はCN、3桁目以降に000001から 番号を付すこと。(例: CN000001)

また、当該施設等が保管施設(「食品の冷蔵又は 冷凍業」等)の場合にはCS(Cold storage facilitie s)を、加工船(冷蔵及び冷凍を含む。漁船を除く。) の場合にはFV(Factory vessel)を末尾に付すこと(例 : CN000001CS)。保管施設及び加工船以外の施設に ついては末尾にアルファベットは付さない。

## (4) 登録施設の登録事項の変更申請

施設登録者は、3. (1) の登録事項について変更しようとする場合は、変更された登録事項が明らかとなる書類を添付し、別紙様式2により監視安全課長あてに変更の申請をすること。

監視安全課は、当該申請内容が登録要件を満たすこと を確認した後、中国政府に登録事項変更の要請を行う。

また、監視安全課は中国政府から変更完了の報告を受けた後、速やかに厚生労働省のホームページ上の登録施設リストの内容を更新<u>するとともに、施設登録者及び施</u>設を所管する都道府県等衛生部局に通知する。

## (5)登録の廃止申請

施設登録者は、<u>施設登録</u>の廃止をしようとする場合は、 別紙様式3により監視安全課長あてに廃止の申請をする こと。

## (5)登録施設の登録事項の変更申請

施設登録者は、3. (1)の登録事項について変更しようとする場合は、変更された登録事項が明らかとなる 書類を添付し、別紙様式2により監視安全課長あてに変 更の申請をすること。

監視安全課は、当該申請内容が登録要件を満たすこと を確認した後、中国政府に登録事項変更の要請を行う。

また、監視安全課は中国政府から変更完了の報告を受けた後、速やかに厚生労働省のホームページ上の登録施設リストの内容を更新すること。

## (6)登録の廃止申請

施設登録者は、<u>登録施設</u>の廃止をしようとする場合は、 別紙様式3により監視安全課長あてに廃止の申請をする こと。 監視安全課は、当該申請に基づき、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストから削除するとともに、中国政府に報告すること。

#### (6) 登録施設の衛生管理等の確認

監視安全課は、登録施設に対し、当該登録施設において適切に衛生管理が行われていること及び3.(2)に規定する要件を満たしていること等について、必要に応じ、登録施設を所管する地方厚生局及び都道府県等衛生部局の協力を得て、現地確認を行うこと。

また、中国政府から中国の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、監視安全課は必要に応じ、登録施設を所管する地方厚生局及び都道府県等衛生部局に調査協力を求めるとともに、当該施設の調査、指導等を行う。施設登録者は登録施設内における生産、加工、保管等について、輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等について責任を負うものとし、地方厚生局及び都道府県等衛生部局の調査等に対して協力すること。

(7)登録施設の登録の取消し

(略)

## 4. 衛生証明書発行機関

衛生証明書を発行する機関は、登録施設を所管する都道 府県等衛生部局を原則とする。ただし、衛生証明書発行機 関として都道府県等衛生部局が登録されていない地域にあ 監視安全課は、当該申請に基づき、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストから削除するとともに、中国政府に報告すること。

#### (7) 登録施設の衛生管理等の確認

監視安全課は、登録施設に対し、当該登録施設において適切に衛生管理が行われていること及び3.(2)に規定する要件を満たしていること等について、必要に応じ、登録施設を所管する地方厚生局及び都道府県等衛生部局の協力を得て、現地確認を行うこと。

また、中国政府から中国の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、監視安全課は必要に応じ、登録施設を所管する地方厚生局及び都道府県等衛生部局に調査協力を求めるとともに、当該施設の調査、指導等を行う。輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等について責任を負うものとし、地方厚生局及び都道府県等衛生部局の調査等に対して協力すること。

## (8)登録施設の登録の取消し

(略)

## 4. 衛生証明書発行機関

衛生証明書を発行する機関は、登録施設を所管する都道 府県等衛生部局を原則とする。ただし、衛生証明書発行機 関として都道府県等衛生部局が登録されない地域にあって っては、当該地域を所管する地方厚生局において発行を行しは、当該地域を所管する地方厚生局において発行を行うこ うこととする。(※)

- ※ 登録施設を所管する都道府県等衛生部局が衛生証明 書発行機関として登録されている場合は、地方厚生局 において発行は行わない。
- 5. 衛生証明書発行機関の登録手続

(1)、(2)(略)

(3)監視安全課は、衛生証明書発行機関名、所在地及び印│(3)監視安全課は、衛生証明書発行機関名、所在地及び印 章の登録を受理した後、中国政府に当該衛生証明書発行 機関名、所在地及び印章の登録を要請する。

また、監視安全課は中国政府から登録完了の報告を受し けた後、衛生証明書発行機関名及び所在地を厚生労働省 のホームページ上で公表するとともに、都道府県等衛生 部局に通知する。

なお、当該リストを公表した時点をもって、登録手続 の完了とする。

6. 衛生証明書の所定用紙の配布手続

衛生証明書の用紙については、監視安全課が配布する所 定の用紙を用いることとする。

(1) 衛生証明書発行機関への用紙の配布

衛生証明書発行機関は、各年に必要と思われる枚数を 別紙様式6により監視安全課輸出水産食品担当あて、前 年の11月末日までに依頼すること。また、用紙が不足 ととする。(※)

- ※ 登録施設を所管する都道府県等衛生部局が衛生証明 書発行機関として登録されている場合は、地方厚生局 において発行は行わない。
- 5. 衛生証明書発行機関の登録手続

(1),(2)(略)

章の登録を受理した後、中国政府に当該衛生証明書発行 機関名、所在地及び印章の登録を要請する。

また、監視安全課は中国政府から登録完了の報告を受 けた後、衛生証明書発行機関名及び所在地を厚生労働省 のホームページ上で公表する。

なお、当該リストを公表した時点をもって、登録手続 の完了とする。

6. 衛生証明書の所定用紙の配布手続

衛生証明書の用紙については、監視安全課が配布する所 定の用紙を用いることとする。

(1) 衛生証明書発行機関への用紙の配布

衛生証明書発行機関は、各年に必要と思われる枚数を 別紙様式6により監視安全課水産安全係あて、前年の1 1月末日までに依頼すること。また、用紙が不足した場 した場合についても、同様に依頼すること。

## (2)輸出者への用紙の配布

輸出者は、必要な枚数<u>の配布</u>を別紙様式 7 により衛生 証明書発行機関あて依頼すること。なお、依頼する枚数 は過去の輸出実績を勘案し、実際に必要な枚数を依頼す ることとし、過度に余分な依頼は行わないこと。

また、郵送を希望する場合は、返送に必要な料金分の 切手を貼付し、住所を記入した返信用封筒を同封した上 で、衛生証明書発行機関へ依頼を行うこと。

なお、電子メールにより衛生証明書の発行申請を行う 輸出者は、用紙の配布を依頼する必要はないこと。

#### 7. 衛生証明書の発行手続

## (1) 衛生証明書の発行申請

輸出者は、中国向け輸出水産食品を輸出しようとする 都度、別添3の官能検査基準に適合することを確認した 上で、以下の書類を添付し、誓約事項を了承の上、当該 食品を最終加工(未加工品にあっては最終保管)する登 録施設を所管する衛生証明書発行機関あてに、別紙様式 8-1、別紙様式9-1(Country of Production及びI. について記入したもの)及び別紙様式9-2(複数の貨 物を一括して輸出する場合に限る。)を提出し、衛生証 明書の発行を申請すること。下線部の記載に当たっては、 別添1に示す事項に留意すること。

なお、電子メールによる申請を行う場合にあっては、

合についても、同様に依頼すること。

#### (2)輸出者への用紙の配布

輸出者は、必要な枚数を別紙様式7により衛生証明書 発行機関あて依頼すること。なお、依頼する枚数は過去 の輸出実績を勘案し、実際に必要な枚数を依頼すること とし、過度に余分な依頼は行わないこと。

また、郵送を希望する場合は、返送に必要な料金分の 切手を貼付し、住所を記入した返信用封筒を同封した上 で、衛生証明書発行機関へ依頼を行うこと。

#### 7. 衛生証明書の発行手続

#### (1) 衛生証明書の発行申請

輸出者は、中国向け輸出水産食品を輸出しようとする 都度、以下の書類を添付し、誓約事項を了承の上、当該 食品を最終加工(未加工品にあっては最終保管)する登 録施設を所管する衛生証明書発行機関あてに、別紙様式 8-1、別紙様式9-1 (Country of Production及び!. について記入したもの)及び別紙様式9-2 (複数の貨物を一括して輸出する場合に限る。)を、輸出日から起算して衛生証明書発行機関の5開庁日前(生鮮品にあっては3開庁日前。)までを目途に提出し、衛生証明書の発行を申請すること。下線部の記載に当たっては、別添 1に示す事項に留意すること。 別添4によるものとする。

また、生鮮品の輸出など、申請日当日に衛生証明書の 交付を希望する場合には、手続を円滑に行うため、事前 に衛生証明書発行機関に相談するなど連携を図ること。

#### ア~ウ(略)

エ. 登録検査機関において自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から1年以内(3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内)の試験成績書の写し。なお、同一の登録施設で加工等された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、試験成績書の添付を省略できる。

上記ア〜ウについては、別紙様式8-1 (1. 製品の詳細)の内容が確認できるものであれば全てを提出する必要はない。

また、コンテナ番号及び封印番号については、申請時までに 判明しない場合は空欄の状態で提出可能であるが、判明次第速やかに、衛生証明書発行機関あてに別紙様式8-2により届け出ること。

(2) 衛生証明書の発行要件の審査

#### ア~ウ(略)

エ. 同一の登録施設で加工等された同一製品について、 登録検査機関において自主検査を実施し、検査基準を 満たしていることを確認できる発行日から1年以内の 試験成績書の写し。

オ. 申請された輸出予定製品について、別添2に示す運用に基づき品質確認者が実施した官能検査実施報告書 (別紙様式10)。

なお、ア〜ウについては、別紙様式8-1 (1. 製品の詳細)の内容が確認できるものであれば全てを提出する必要はない。

また、コンテナ番号及び封印番号については、申請時までに判明しない場合は空欄の状態で提出可能であるが、 判明次第速やかに、衛生証明書発行機関あてに別紙様式 8-2により届け出ること。

(2) 衛生証明書の発行要件の審査

衛生証明書発行機関は、申請を受理した後、<u>速やかに</u> 以下の要件のすべてに適合しているかを審査すること。

#### ア (略)

イ. 品質確認者が実施した官能検査<u>の結果</u>が、別添3に 掲げる官能検査基準を満たしていること。

ウ~オ(略)

#### (3) 衛生証明書の発行

衛生証明書発行機関は、7. (2)の審査を行った結果、問題がないと判断したときは、別添1に示す事項に留意し、別紙様式9-1の衛生証明書に必要事項を記入の上、担当者が日本語にて署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に発行するとともに、その写し及び別紙様式8-1を3年間保存する。

輸出者は、輸出が中止になる等の理由により衛生証明書が不要となった場合には、別紙様式11により発行申請を取消すとともに、既に当該衛生証明書を受領している場合にあっては、速やかに衛生証明書発行機関に返却すること。

## (4) 衛生証明書発行の停止

衛生証明書発行機関及び監視安全課は、以下のいずれ かに該当する場合には、衛生証明書の発行を停止するこ とができる。 衛生証明書発行機関は、申請を受理した後、以下の要件のすべてに適合しているかを審査すること。

#### ア (略)

イ. 品質確認者が実施した官能検査<u>実施報告書(別紙様</u> 式10)の内容が、別添3に掲げる官能検査基準を満 たしていること。

ウ~オ(略)

#### (3) 衛生証明書の発行

衛生証明書発行機関は、7. (2)の審査を行った結果、問題がないと判断したときは、別添1に示す事項に留意し、別紙様式9-1の衛生証明書に必要事項を記入の上、担当者が日本語にて署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に発行するとともに、その写しを3年間保存する。

輸出者は、輸出が中止になる等の理由により衛生証明書が不要となった場合には、別紙様式11により発行申請を取消すとともに、既に当該衛生証明書を受領している場合にあっては、速やかに衛生証明書発行機関に返却すること。

## (4) 衛生証明書発行の停止

衛生証明書発行機関及び監視安全課は、以下のいずれ かに該当する場合には、衛生証明書の発行を停止するこ とができる。

## ア~エ (略)

なお、衛生証明書発行機関は、衛生証明書の発行を停 止した場合は、監視安全課あて連絡すること。また、監 視安全課は、輸出者に対する衛生証明書の発行を停止し た場合又は衛生証明書発行機関から発行停止の連絡を受 けた場合、全ての衛生証明書発行機関あて周知するとと もに、厚生労働省のホームページ上でその旨を公表する ことができる

(5)(略)

8 (略)

(別添1)

中国向け輸出水産食品の衛生証明書発行手続きについて

- 1. 衛生証明書発行申請書(別紙様式8-1)について (1)(略)
- (2)

(略)

|捕獲区域については、捕獲された国内の水域名又は外国|・ | 捕獲区域については、捕獲された国内の水域名又は外国 の水域名を記載すること。なお、水域名の記載に当たって は、別添5「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライ ン (平成15年6月付け:水産物表示検討会)」を参考と

#### ア~エ (略)

なお、衛生証明書発行機関は、衛生証明書の発行を停 止した場合は、監視安全課あて連絡すること。また、監 視安全課は、輸出者に対する衛生証明書の発行を停止し た場合又は衛生証明書発行機関から発行停止の連絡を受 けた場合、全ての衛生証明書発行機関あて周知するとと もに、厚生労働省のホームページ上で公表することがで きる。

(5)(略)

8 (略)

(別添1)

中国向け輸出水産食品の衛生証明書発行手続きについて

- 1. 衛生証明書発行申請書(別紙様式8-1)について (1)(略)
- (2)

(略)

の水域名を記載すること。なお、水域名の記載に当たって は、別添4「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライ ン(平成15年6月付け:水産物表示検討会)」を参考と すること。

(略)

- (3)「2. 官能検査実施結果」については、別添2の運用 に基づき官能検査を実施した品質確認者氏名及び官能検 査実施日を記載すること。
- (4)「3. 同一の登録施設で加工等された同一製品に係る 自主検査結果」については、「なし」又は「あり」のい ずれかを〇で示し、「あり」の場合は、有効期間内の試 験成績書の試験成績書発行機関名、発行日及び番号を記 載すること。
- 2. 衛生証明書(別紙様式9-1)について
- (1)輸出者が実施すべき事項
  - ・厚生労働省のホームページ上にて掲載する別紙様式9 ー1(電子ファイル)に必要事項(「Country of prod uction」及び「I. Details identifying the fishery and fishery products」)を入力の上、所定用紙を用 い、自ら印刷をすること。ただし、電子メールにより 発行申請を行う場合は、印刷を要しないこと。
     (略)
- (2) 衛生証明書発行機関が実施すべき事項 (略)
- ・ なお、電子メールによる発行申請の場合には、輸出者から提出された別紙9-1(電子ファイル)を所定用紙に印刷の上、手続きを行うこと。

すること。

(略)

- 2. 衛生証明書(別紙様式9-1)について
- (1)輸出者が実施すべき事項
  - 厚生労働省のホームページ上にて掲載する別紙様式9 ー1 (電子ファイル)に必要事項(「Country of pro duction」及び「I. Details identifying the fisher y and fishery products」)を入力の上、所定用紙を 用い、自ら印刷をすること。

(略)

(2) 衛生証明書発行機関が実施すべき事項 (略)

3 (略)

(別添2)

中国向け輸出水産食品の官能検査の運用

1 (略)

#### 2. 官能検査

選任された品質確認者は、輸出の都度、別添3に掲げる 官能検査を実施し、当該官能検査基準を満たしていること を確認するとともに、別紙様式10に結果を記載すること。 なお、検査実施が確認できれば、任意の様式を用いて差し 支えないこと。

輸出者は、官能検査結果が記載された<u>記録を</u>3年間保管すること。

3 (略)

## 4. 官能検査の検証

輸出者は、1年間に1回以上、登録検査機関による官能検査を実施し、別添3に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認すること。

品質確認者は、当該検査に立ち会い、自らが行う官能検

3 (略)

(別添2)

中国向け輸出水産食品の官能検査の運用

1 (略)

#### 2. 官能検査

選任された品質確認者は、輸出の都度、別添3に掲げる官能検査を実施し、当該官能検査基準を満たしていることを確認するとともに、別紙様式10に結果を記載すること。

輸出者は、官能検査結果が記載された<u>別紙様式10を、</u> <u>衛生証明書発行機関に提出するとともに、写しを</u>3年間保 管すること。

また、衛生証明書発行機関は提出された別紙様式10を 3年間保管すること。

3 (略)

## 4. 官能検査の検証

輸出者は、1年間に1回以上、登録検査機関による官能 検査を実施し、別添3に掲げる官能検査基準を満たしてい ることを確認すること。

品質確認者は、当該検査に立ち会い、自らが行う官能検

査方法の妥当性について検証すること。

なお、3年以上の輸出実績があり、過去3年間の官能検査結果及び品質管理者による官能検査方法に問題が認められない場合には、検証に係る頻度を3年間に1回以上とする。

(別添3)(略)

(別添4)

電子メールによる衛生証明書の発行申請手続

1. 輸出計画書の提出

輸出者は、別紙様式12に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を書面にて衛生証明書発行機関宛 てに提出すること。

- (1)輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画 などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載するこ と。
- (2) 一つの輸出計画書に、同一の証明書発行機関で衛生証 明書等を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せ て記載して差し支えない。
- (3)輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により 輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出 品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変 更の届出は要しない。

**査方法の妥当性について検証すること。** 

(別添3)(略)

## 2. 衛生証明書等の発行申請

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、取扱要領に従 い、衛生証明書等の発行申請に必要な書類を電子メールに 添付し、所定の衛生証明書発行機関宛てに送付すること(そ の際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要し ない。)。なお、1. の輸出計画書を予め提出していない輸 出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を 郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意するこ ہ ع

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ 対策に努めること。
- (2) 衛生証明書等は、従来どおり書面による交付となるこ とから、受取方法について証明書発行機関と予め調整す ること。

(別添5)(略)

(別紙様式1)

年 月

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生 食品安全部監視安全課長 殿 (略)

(別添4)(略)

(別紙様式1)

月 年

厚生労働省医薬食品局

食品安全部監視安全課長 殿

(略)

1. 施設等の名称、所在地及び法人番号(保管施設の場合に 1. 施設等の名称及び所在地(保管施設の場合にはその旨も

はその旨も併せて記載すること。) (日本語) (英 語) <u>(法人番号)</u>					併せて記載すること。) (日本語) (英 語)				
2、3 (略)					2、3 (略)				
(別紙様式2)		年	月	日	(別紙様式2)		年	月	日
厚生労働省 <u>医薬・生活衛生局</u> 生活衛生・食品安全部監視安全課長 (略)	殿				厚生労働省 <u>医薬食品局</u> 食品安全部監視安全課長 (略)	殿			
(別紙様式3)		年	月	日	(別紙様式3)		年	月	日
厚生労働省 <u>医薬・生活衛生局</u> 生活衛生・食品安全部監視安全課長 (略)	殿	·			厚生労働省 <u>医薬食品局</u> <u>食品安全部</u> 監視安全課長 (略)	殿	·		
(別紙様式4)		番		号	(別紙様式4)		番		号
厚生労働省 <u>医薬・生活衛生局</u> 生活衛生・食品安全部監視安全課長 (略)	殿	年	月	目	厚生労働省 <u>医薬食品局</u> <u>食品安全部</u> 監視安全課長 (略)	殿	年	月	日

(別紙様式5) (別紙様式5) 뮥 무 番 番 月 日 月 日 厚生労働省医薬・生活衛生局 厚生労働省医薬食品局 生活衛生・食品安全部監視安全課長 殿 食品安全部監視安全課長 殿 (略) (略) (別紙様式6) (別紙様式6) 事 務 連 事 務 連 年 月 月 日 日 厚生労働省医薬・生活衛生局 厚生労働省医薬食品局 生活衛生・食品安全部監視安全課輸出水産食品担当 御中 食品安全部監視安全課水産安全係 御中 (略) (略) (別紙様式7)(略) (別紙様式7)(略) (別紙様式8-1) (別紙様式8-1) (略) (略) 2. 官能検査実施結果 品質確認者氏名 官能検査実施日 3. 同一の登録施設で加工等された同一製品に係る自主検査 結果

なし・あり(ありの場合、試験成績書発行機関名、発 行日及び番号を記入)

4. 誓約事項

(略)

(申請書の記載に関する注意事項)

1. 記入は日本語、英語併記によること<u>(2及び3を除く。)。</u> 2 (略)

(別紙様式8-2)~(別紙様式9-2)(略)

(別紙様式10)

年 月 日

中国向け輸出水産食品の官能検査実施<u>記録</u>

2. 誓約事項

(略)

(申請書の記載に関する注意事項)

- | 1. 記入は日本語、英語併記によること。
- 2 (略)

(別紙様式8-2)~(別紙様式9-2)(略)

(別紙様式10)

年 月 日

都 道 府 県

各 保健所設置市 衛生主管部 (局) 長/〇〇厚生局長 殿 特 別 区

申請者

<u>住所</u>

氏名

ET.

電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

中国向け輸出水産食品の官能検査実施報告書

登録施設及び登録番号	輸出水産物の品名	
輸出予定年月日	品質確認者氏名	

中国向け輸出水産食品の輸出に当たり、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成25年10月17日付け食安発10 17第1号)の別添2に基づき、下記のとおり官能検査を適切に実施し、品質に問題がないことを確認したので報告いたします。

記

- 1. 輸出水産物の品名
- 2. 登録施設名及び登録番号
- 3. 輸出予定年月日
- 4. 品質確認者氏名
- 5. 官能検査実施日

官能検査確認内容 (略)

<u>6.</u>官能検査確認内容 (略) (別紙様式11)(略)

(別紙様式11)(略)

(別紙様式12)

年 月 日

都道府県

各 保健所設置市 衛生主管部(局)長/〇〇厚生局長 殿 特別区

輸出者

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)

食品輸出計画書

平成 年度の食品の輸出計画を下記のとおり提出します。

記

1. 担当者

部署名:

担当者氏名:

電話番号:

E-mailアドレス:

2. 輸出	計画
-------	----

輸出年月	輸出先国・地域	輸出品目	<u>輸出数重量</u>

# 韓国向け輸出水産食品取扱要領(平成23年6月7日付け食安発0607第1号別紙)新旧対照表

新	IΒ
(作 成 日) 平成23年6月7日 (最終改正日) 平成28年 <u>6</u> 月 <u>3</u> 日	(作 成 日)平成23年 6 月 7 日 (最終改正日)平成25年 <u>1</u> 月 <u>7</u> 日
1~4 (略)	1~4(略)
5. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の施設登録手続等 (1)(略)	5. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の施設登録手続等 (1)(略)
(2) 地方厚生局は、(1) の申請を受理したときは、4に 掲げる要件を満たしていることを確認した後、厚生労働 省 <u>医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部</u> 監視安全課(以	掲げる要件を満たしていることを確認した後、厚生労働
下「監視安全課」という。)に対して、別に定める報告 様式により当該施設の登録の報告を行うとともに、別紙 様式2により申請を受けた施設を管轄する都道府県、保	設の登録の報告を行うとともに、別紙様式2により申請
健所を設置する市及び特別区(以下「都道府県等」という。)衛生部局に情報提供を行う。	及び特別区(以下「都道府県等」という。)衛生部局に 情報提供を行う。
(3)~(5)(略)	(3)~(5)(略)
6、7(略)	6、7(略)
8. 証明書の発行手続 (1)輸出者は、輸出しようとする冷凍魚類頭部等を最終的	8. 証明書の発行手続 (1)輸出者は、輸出しようとする冷凍魚類頭部等を最終的

に処理した登録施設を所管する地方厚生局に、別紙様式 4 (添付書類を含む。)及び別紙様式5 (I. について 記入したもの)を提出し、証明書の発行を申請する。こ の場合、別紙様式5のコンテナ番号及びシール番号につ いては、申請時までに判明しない場合は空欄の状態で提 出可能であるが、判明次第別途届出を行うこと。

なお、電子メールによる申請を行う場合にあっては、 別添3によるものとする。

また、申請日当日に衛生証明書の交付を希望する場合 には、手続きを円滑に行うため、事前に地方厚生局に相 談するなど連携を図ること。

向けに輸出する条件を満たしていると認められる場合に は、速やかに発行番号を付して証明書を発行する。なお、 発行番号の上2桁は地方厚生局略号(北海道厚生局: HK、 東北厚生局:TK、関東信越厚生局:KS、東海北陸厚生局 :TH、近畿厚生局:KK、中国四国厚生局:CS、九州厚生 局:KY)、次の2桁は西暦の下2桁(年度)、5桁目以降 に発行番号を O O O 1 から付すこと。(例: HK120001)

(3)~(6)(略)

## 9. 施設の監視

出水産食品検査担当官を派遣し、監視等を実施すること。

(1) 監視内容

に処理した登録施設を所管する地方厚生局に、別紙様式 4 (添付書類を含む。)及び別紙様式5 (Ⅰ. について 記入したもの)を輸出日から起算して地方厚生局の7開 庁日前までを目途に提出し、証明書の発行を申請する。

なお、別紙様式5のコンテナ番号及びシール番号につ いては、申請時までに判明しない場合は空欄の状態で提 出可能であるが、判明次第別途届出を行うこと。

(2) 地方厚生局は、当該食品が登録施設で処理され、韓国 (2) 地方厚生局は、当該食品が登録施設で処理され、韓国 向けに輸出する条件を満たしていると認められる場合に は、発行番号を付して証明書を発行する。なお、発行番 号の上2桁は地方厚生局略号(北海道厚生局:HK、東北 厚生局:TK、関東信越厚生局:KS、東海北陸厚生局:TH、 近畿厚生局:KK、中国四国厚生局:CS、九州厚生局:K Y)、次の2桁は西暦の下2桁(年度)、5桁目以降に発 行番号をOOO1から付すこと。(例:HK120001)

(3)~(6)(略)

#### 9. 施設の監視

地方厚生局は、証明書発行実績等を考慮し、必要に応じ輸 地方厚生局は、証明書発行実績等を考慮し、必要に応じ輸 出水産食品検査担当官を派遣し、監視等を実施すること。

## (1) 監視内容

韓国向け輸出水産食品取扱施設点検表(別添4)の内容に即して、監視を実施し、監視結果について施設に通知すること。監視の結果、点検項目について適合しない項目があった場合は、改善指導を実施し、必要に応じ衛生証明書の発行停止を行う等必要な措置をとること。

(2)(略)

10. その他(略)

別添1、2(略)

別添3

電子メールによる衛生証明書の発行申請手続

1. 輸出計画書の提出

輸出者は、別紙様式6に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。

- (1)輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画 などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載するこ と。
- (2) 一つの輸出計画書に、同一の証明書発行機関で衛生証 明書等を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せ て記載して差し支えない。
- (3)輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により

韓国向け輸出水産食品取扱施設点検表(別添<u>3</u>)の内容に即して、監視を実施し、監視結果について施設に通知すること。監視の結果、点検項目について適合しない項目があった場合は、改善指導を実施し、必要に応じ衛生証明書の発行停止を行う等必要な措置をとること。

(2)(略)

10. その他(略)

別添1、2(略)

輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出 品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変 更の届出は要しない。

## 2. 衛生証明書の発行申請

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、取扱要領に従い、衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、所定の証明書発行機関宛てに送付すること(その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。)。なお、1. の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 と。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ 対策に努めること。
- (2) 衛生証明書は、従来どおり書面による交付となること から、受取方法について証明書発行機関と予め調整する こと。

別添 4

(略)

別添<u>3</u>

(略)

(別紙様式1)

(略)

(別紙様式1)

(略)

1. 施設	の名称 <u>、法人</u>	番号 <u>、</u> 所在地	及び取扱品	<b>=</b>	1. 施設	の名称、所在	地及び取扱品		
	施設の名称 <u>及</u> <u>び法人番号</u>	施設の所在地	取扱品目	備考		施設の名称	施設の所在地	取扱品目	備考
日本語	<u>法人番号:</u>				日本語				
英語					英語				
2 (略)					2 (略)				
(別紙様	式 2 ~ 5 )(略	<b>(</b>			(別紙様	式 2 ~ 5)			
<u>(別紙様</u> ○○厚生	式 6 ) 局長 殿		<u>年</u>	月 日					
		輸出者 住所 氏名		印					
(法.	人にあっては、	<u>電話番</u> その所在地、		代表者の氏名)					

# 食品輸出計画書

平成 年度の食品の輸出計画を下記のとおり提出します。

<u>記</u>

1 . 担当者

部署名:

担当者氏名:

電話番号:

Emailアドレス:

# 2. 輸出計画

輸出年月	輸出先国・地域	輸出品目	<u>数重量</u>